

(原案)

(仮) 石狩市墓地等の経営の許可等に関する条例・同条例施行規則素案 (概要)

条例・規則を制定する理由

墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等については、持続性と非営利性が求められており、その許可に際しては、これらが確保されるかどうかについて厳正な審査が求められます。

また、墓地等は市民生活に必要な施設でありながら、その開発に際し、説明不足等の理由から、近隣住民とのトラブルが生じることも予想されます。

こうした状況をうけ、墓地経営主体・許可基準の明確化と近隣住民への計画の周知を図るため、従来の「石狩市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」、「石狩市民間墓地取扱要綱」等の規定を見直し、新たに「石狩市墓地等の経営の許可等に関する条例」等を制定しようとするものです。

素案の概要

1 墓地等の経営の基本原則

墓地埋葬法の趣旨に則り、利用者の安定的な利用に資するため、墓地等の経営にあたっては、その持続性及び非営利性を確保しなければならないことを経営者に義務付けます。

2 経営主体の制限

墓地等の経営主体には、持続性及び非営利性が確保されることの観点等から、原則、地方公共団体、宗教法人とします。

経営主体の基準は別表のとおりです。

3 墓地等の設置場所、構造設備等の基準

近隣住民の理解が得られるよう配慮し、良好な生活環境を保全するために必要な墓地等の設置場所と構造設備等の基準を定めます。各基準については別紙のとおりです。

4 財務状況と墓地等の用地の基準

安定的かつ持続的な墓地等の経営には、墓地等の設置及び経営に係る財務状況が適切であること、墓地等の用地が自己所有であることを基準として定めます。

5 事前協議の義務付け

墓地等の開発の適正化を図り、経営の適格性を審査するため、あらかじめ墓地等の計画の概要のほか経営等に関する事項を記載した事前協議書の提出を義務付けます。

6 近隣住民への説明の義務付け

墓地等は、住民にとって必要な施設であるが、その設置にあたっては近隣に与える影響が大きいことや、安定的かつ永続的な運営のためには近隣住民の理解を得て設置されるのが望ましいため、事前協議に先がけて住民説明会等を実施することを規定します。

7 改善勧告、経営者の公表

新条例の各規定の実効性を担保するため、新条例の各規定に適合しない場合や事前協議等の手続きを行わない場合に、墓地等の設置予定者や経営者に対して改善を勧告することができることとし、勧告に従わない場合には経営者名を公表することができることとします。

施行期日等

- 1 条例・規則の施行日は、平成30年4月1日とします。
- 2 経過措置として、新条例の施行の際に、現墓地要綱に基づく事前協議を行い、適合通知を受けているものについては、新条例に規定する事前協議を行ったものとみなします。
ただし、新条例の施行後1年以上許可申請が行われない場合は、改めて新条例に基づき事前協議を行うこととします。

別表1 墓地の規制に係る基準

項目	内容
経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 宗教法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、市内においてその事務所を拠点として5年以上宗教活動を行っているもの、かつ墓地造成及び墓地経営を行うために必要な資力及び社会的信用を有するもの。 ・ 市長が特別の理由があり、墓地経営を行うために必要な資力及び社会的信用を有すると認めた宗教法人及び公益法人。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道、道道その他交通の頻繁な道路、河川、湖沼、海岸、公園、学校、病院その他公共施設及び人家から110メートル以上離れている場所であること。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 ・ 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。 ・ その他公衆衛生上支障がない場所であること。 ・ 市街化区域に隣接しない市街化調整区域であること。 ・ 境内地内であること。(檀家のための墓地) ・ 既設墓地(市営墓地・民間墓地)に概ね隣接していること。(檀家に特定していない墓地)
構造設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲には、風致を保持する障壁等が設けられていること。 ・ 通路は、幅員1メートル以上で砂利等が敷設されていること。 ・ 適当な排水路が設けられていること。 <p>ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認める場合は、この限りではない。</p>
規模	墓地の面積は0.5ヘクタール以上とする。

別表2 納骨堂の規制に係る基準

項目	内容
経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 宗教法人で、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、市内においてその事務所を拠点として5年以上宗教活動を行っているもの、かつ造成及び経営を行うために必要な資力及び社会的信用を有するもの。 ・ 市長が特別の理由があり、経営を行うために必要な資力及び社会的信用を有すると認めた宗教法人及び公益法人。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道、道道その他交通の頻繁な道路、河川、湖沼、海岸、公園、学校、病院その他公共施設及び人家から110メートル以上離れている場所であること。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。 ・ 市街化区域に隣接しない市街化調整区域であること。 ・ 境内地内。(檀家のための納骨堂) ・ 既設墓地(市営墓地・民間墓地)に概ね隣接していること。(檀家に特定していない納骨堂)
構造設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堅固な建物で、防火設備が設けられていること。 ・ 出入口又は納骨装置は施錠できるものであること。 ・ 周囲には、風致を保持する障壁等が設けられていること。

※他の法令等にこの表に定める基準よりも厳しい基準がある場合には、その基準が適用となります。

別表3 火葬場の規制に係る基準

項目	内容
経営主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体
その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営主体を地方公共団体に限定することから、その他の基準は条例では定めません。

関係規則、要綱、基本方針（抜粋）

石狩市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

（設置場所の基準）

第5条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- （1） 国道、道道その他交通の頻繁な道路、河川、湖沼、海岸、公園、学校、病院その他公共施設及び人家から110メートル以上離れている場所であること。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。
- （2） 飲用水を汚染するおそれのない場所であること。
- （3） その他公衆衛生上支障がない場所であること。

（施設の基準）

第6条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が公衆衛生上その他公益の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

（1） 墓地

- ア 周囲には、風致を保持する障壁等が設けられていること。
- イ 通路は、幅員1メートル以上で砂利等が敷設されていること。
- ウ 適当な排水路が設けられていること。
- エ 墳墓の1区画当たりの面積は、3平方メートル以上であること。

（2） 納骨堂

- ア 堅固な建物で、防火設備が設けられていること。
- イ 出入口又は納骨装置は施錠できるものであること。

（3） 火葬場

- ア 周囲には、塀、さく又は樹木により境界が設けられていること。
- イ 火炉及び煙筒が備えられ、かつ、集じん及び脱臭の装置が設けられていること。
- ウ 火炉の扉は施錠できるものであること。

石狩市民間墓地取扱要綱

（経営主体）

第3条 民間による墓地の経営主体は、宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人であって、市内に主たる事務所又は従たる事務所を有し、市内においてその事務所を拠点として次条に規定する事前協議を行う日までに5年以上宗教活動を行っているもので、かつ、墓地

造成及び墓地経営を行うために必要な資力及び社会的信用を有するものとする。

2 前項の宗教法人は、自己の名義をもって他人に墓地の経営を行わせてはならない。

(墓地の設置についての事前協議)

第4条 墓地を設置しようとする者(以下「申請者」という。)は、石狩市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「規則」という。)第2条第1項に規定する墓地経営許可申請書又は都市計画法第30条第1項に規定する申請書を市長に提出する前に、その計画がこの要綱の規定に適合するかどうかについて、市長に事前協議を行うものとする。当該事前協議の内容を変更するときも、同様とする。

(墓地用地)

第7条 墓地用地は、原則として申請者の所有地とし、地上権、抵当権等所有権を制限する物権が設定されていないものとする。

(設置場所)

第8条 墓地の設置場所は、規則に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 市街化区域に近接しない市街化調整区域内で、かつ、将来を予想し、市街化の見込のない場所であること。
- (2) がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等の災害の発生が予想される地域でないこと。
- (3) 将来、必要が生じた場合は拡張の余地があること。
- (4) 地形上、各墓所の格差が著しく生じない土地であること。
- (5) 閑静で、緑に囲まれた場所であること。
- (6) 地元の設置同意が得られること。

(設置制限区域)

第9条 次の各号に掲げる区域内に、墓地を設置しないものとする。

- (1) 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園
- (2) 北海道自然環境等保全条例第22条第1項に規定する環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- (3) 文化財保護法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物
- (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の1第1項に規定する鳥獣保護区

石狩市民間墓地の設置区域の基本方針

(方針)

第2条 石狩市の民間墓地の設置については、都市計画法自然公園法、北海道自然環境等保全条例、文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等との整合性を図り適正配置に努めているが、新たな民間墓地設置に関しては、墓地が分散することを防ぎ、墓地として集団化した土地利用が推進されるよう次のとおり取り扱うものとする。

(1) 宗教法人法第2条（檀家のための墓地及び納骨堂）

境内地における新設、増設は認める。

(2) 宗教法人法第6条（檀家に特定していない墓地及び納骨堂）

既設墓地（市営墓地・民間墓地）に概ね隣接している土地に新設、増設は認める。

※概ね隣接しているとは、公共施設（道路、水路、保安林等）がなければ隣接している状況をいう。